

諮問第7号（個人情報保護）

答 申

1 審査会の結論

申立人が行った保有個人情報の開示請求につき、指導台帳及び居宅生活支援台帳における本人以外の個人情報が含まれていることを理由に、川口市長がした部分開示決定は妥当である。

2 不服申立ておよび審査の経緯

- (1) 本件の不服申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）は、未成年者である〇〇〇〇の法定代理人として、平成23年6月14日、川口市長（以下「実施機関」という。）に対し、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項に基づき、障害福祉課および子育て支援課における〇〇〇〇に関する全ての記録につき開示請求をした。

これに対し、実施機関は、平成23年7月4日付で条例第16条第2号に基づき、その対象文書には、〇〇〇〇以外の個人情報が含まれていることを理由とする部分開示決定を申立人に通知した。

- (2) この部分開示決定に対し、平成23年10月3日、申立人は、第1に開示文書に不要な書き込みがあり、個人情報の原本と異なるためにその削除を、第2に同一対象の個人情報の開示を請求したにもかかわらず、開示請求者によって、開示対象文書のページ数が異なることからその釈明を、第3に同様に開示請求者によりその不開示理由が異なることからその釈明を求める異議申立てをした。

- (3) 当審査会の審査に際し、実施機関から平成23年10月6日付で、理由説明書が提出され、平成23年12月14日及び平成24年1月27日、当審査会は実施機関から意見を聴いた。

なお、申立人からは、理由説明書に対する意見書の提出はなく、口頭意見陳述の申出もなかった。

3 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり認定し判断する。

- (1) 申立人は、「異議申立理由の第1の主張として、開示文書には、非開示

理由と思われる不要な書き込みがあり、個人情報原本と異なるため、削除を求め」るとしている。

この申立ての趣旨は、必ずしも明らかではないが、もし書き込みの削除を求めるものであるとすれば、その書き込みは、実施機関がその職務遂行上、なされたものと認められ、不要とまで断定することはできない。また仮に、申立ての趣旨が原本と異なる開示がなされたので、本来の請求対象文書の開示を求めるものであるとすれば、実施機関が本来の請求対象にかかる文書以外の文書を開示した事実も認められなかった。

- (2) 申立人の第2の主張は「全く同じ条件で同じ子どもの個人情報を請求したにもかかわらず、開示請求者によって、開示対象文書の量（ページ数）が異なってい」るのでその「釈明を求め」というものである。

条例第1条は、「保有個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障」している。この権利は、開示、訂正、削除の他、条例第24条第3項の訂正等の請求による目的外利用、外部提供について、条例第8条の規定によらず実施機関が行っている場合、その中止を請求する権利を保障しているものと解される。しかし、複数の開示請求相互の文書の相違につき、釈明を求める権利を保障しているものと解することはできない。

もし、このような権利を認めるとすれば、釈明により、開示請求者以外の個人情報が開示請求者の知るところとなる可能性も生じることとなり、個人情報保護制度の趣旨を、場合によっては、没却することにもなりかねない。

なお、念のため述べれば、申立人は、申立人の妻が行った妻自身の個人情報開示請求及び妻が〇〇〇〇の法定代理人として行った個人情報開示請求について、開示文書の量が同一の範囲であったことから、申立人自らが〇〇〇〇の法定代理人として行った個人情報開示請求との、開示文書の量に差が認められることについて、その釈明を求める趣旨と解される。

しかし、例えば障害福祉課の管理にかかる文書は、申立人の妻に関する知的障害者支援台帳及び居宅生活支援台帳であり、〇〇〇〇の支援台帳は存在しておらず、仮に申立人による請求の場合、妻に関する知的障害者支援台帳及び居宅生活支援台帳のうち〇〇〇〇の記載されていない

ページは省略されることとなる。

このように個人情報保護制度は、個人が自己情報の開示を求める法制度であるから開示請求者が異なれば、同一文書であっても、開示できる量に相違が生じることは当然のことであり、申立人の主張はこの制度趣旨を根本的に誤解するものである。

- (3) 申立人の第3の主張は、「全く同じ条件で同じ子どもの個人情報を請求したにもかかわらず、開示請求者によって、不開示理由が異なっている」ので、その「釈明を求め」るものである。しかし、(2)と同様に「釈明」を求める権利を保障するものと解することはできない。

なお、開示請求者本人からの請求と他の第三者からの請求では、不開示理由が異なるのは個人情報保護制度から当然のことであり、申立人の主張は、個人情報保護制度の制度趣旨を根本的に誤解するものである。

- (4) よって、本件の異議申立てはいずれも認められないので、実施機関がした部分開示決定は、妥当であると判断される。

平成24年 6月29日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員 田村 泰俊

委員（会長）馬橋 隆紀

委員 飯塚 肇

諮問第7号（個人情報保護）

答申についての訂正

当審査会が平成24年6月29日に行った、上記諮問の答申につき、次のとおり表示上の誤りがあったので、下記のとおり訂正する。

記

答申「2 不服申立ておよび審査の経緯」のうち（3）の第2段落「なお、申立人からは、理由説明書に対する意見書の提出はなく、口頭意見陳述の申出もなかった。」の記載については、申立人からは理由説明書に対する意見書が提出され、当審査会においても、その意見書に基づき審査を行ったので、上記部分を「なお、申立人からは、平成23年10月31日付で理由説明書に対する意見書が提出された。また、申立人からは口頭意見陳述の申出はなかった。」と訂正する。

平成24年 8月 3日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員 田村 泰俊

委員（会長）馬橋 隆紀

委員 飯塚 肇